



第20期 定時株主総会招集ご通知

開催日時 平成27年12月23日（水曜日・祝日）
午前10時

東京都新宿区西新宿4-15-3
開催場所 住友不動産西新宿ビル3号館1階
ベルサール西新宿ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

■ 書面またはインターネットによる議決権行使期限
平成27年12月22日（火曜日）午後5時30分まで

目次

第20期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
議案および参考書類	
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役8名選任の件	
第4号議案 監査役1名選任の件	
第5号議案 取締役の報酬額改定の件	
第6号議案 取締役に対するストックオプション報酬額および内容改定の件	
(添付書類)	
事業報告	16
連結計算書類	33
計算書類	37
監査報告書	41

証券コード 9438
平成27年12月4日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿三丁目20番2号
株式会社エムティーアイ
代表取締役社長 前 多 俊 宏

第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、第20期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、平成27年12月22日（火）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年12月23日（水曜日・祝日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿4-15-3 住友不動産西新宿ビル3号館1階
ベルサール西新宿 ホール（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 株主総会の目的事項
報 告 事 項 第20期（自平成26年10月1日 至平成27年9月30日）事業報告および連結計算書類報告ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告、第20期計算書類報告の件
決 議 事 項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役8名選任の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 取締役の報酬額改定の件
第6号議案 取締役に対するストックオプション報酬額および内容改定の件

以 上

◎お知らせ

(1) 代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合は、当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。なお、代理人がご出席の場合は委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。

(2) インターネットによるご提供書面

以下の書類につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、当社ホームページ (<http://www.mti.co.jp/>) に掲載していますので、本招集ご通知の添付書類には含まれていません。

- ① 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表
- ② 計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表

なお、会計監査人および監査役会が監査した連結計算書類および計算書類は、本株主総会招集ご通知添付書類に記載の各書類と、上記の①および②に記載の連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書、および個別注記表となります。

(3) 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類の記載事項を修正する場合の周知方法

株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ (<http://www.mti.co.jp/>) に掲載しますのでご了承ください。

議決権行使に関するご案内



当日出席される方へ

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。(受付開始予定：午前9時)



書面により議決権を行使される方へ

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご投函ください。

【平成27年12月22日(火)午後5時30分到着分まで有効】



インターネットにより議決権を行使される方へ

議決権行使サイトにアクセスしてご行使ください。(右欄をご参照ください)

【平成27年12月22日(火)午後5時30分受付分まで有効】

1. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
2. インターネットにより複数回数、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、東京証券取引所等により設立された合併会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

インターネットによる議決権行使方法

議決権行使サイト

<http://www.evote.jp/>

議決権行使サイトにおいて、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止いたします。)

ご注意事項



パソコン、スマートフォンの場合

インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。



携帯電話の場合

iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

※「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。



携帯電話またはスマートフォンによる議決権行使は、バーコード読取機能を利用して、「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトにアクセスすることも可能です。

- 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- 株主総会招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
- インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金、通信料等）は、株主様のご負担となります。

ご不明な点等がございましたら、ヘルプデスクへお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027 受付時間 9:00～21:00（通話料無料）

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、企業価値の創造と拡大を通じた時価総額の向上とともに、利益配分を継続的に実施していくことを重要課題と位置付けています。

配当につきましては、当期連結業績の利益が直近予想を上回り、過去最高益を更新したことも考慮し、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

これにより、当期の1株当たり年間配当金は、前期より5円50銭増額し、金14円となります。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金8円 総額455,726,976円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年12月24日

(注) 中間配当(1株につき12円)は平成27年4月1日を効力発生日として普通株式1株を2株に分割した影響により、1株につき6円に相当しますので、上記期末配当8円と合わせまして、年間配当金は1株につき金14円となります。なお、当該株式分割を考慮しますと、前期の1株当たり年間配当金は8円50銭に相当します。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 今後の事業展開を勘案し、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものです。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、第27条（取締役の責任免除）第2項および第36条（監査役の責任免除）第2項の一部を変更するものです。なお、第36条の変更につきましては、各監査役の同意を得ています。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

（変更する条文のみ記載、下線部分が変更箇所）

現行定款	変更案
<p>（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～33. (省 略) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) 34. その他商業全般 35. 前各号に付帯する一切の業務</p>	<p>（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.～33. (現行のとおり) 34. <u>医療及びヘルスケアに関するコンサルティング業務</u> 35. <u>医療及びヘルスケア関連商品の輸出入、開発、製造及び販売</u> 36. <u>医療及びヘルスケアに関する情報収集、分析及び情報提供</u> 37. <u>データベースの作成及び提供業務</u> 38. <u>遺伝子検査・解析サービスの提供</u> 39. <u>遺伝子検査・解析用具及び機器の販売</u> 40. <u>遺伝子検査結果の解析業務</u> 41. その他商業全般 42. 前各号に付帯する一切の業務</p>
<p>（取締役の責任免除） 第27条 (省 略) ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項各号の合計額とする契約を締結することができる。</p>	<p>（取締役の責任免除） 第27条 (現行のとおり) ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（<u>業務執行取締役等であるものを除く。</u>）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項各号の合計額とする契約を締結することができる。</p>
<p>（監査役の責任免除） 第36条 (省 略) ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項各号の合計額とする契約を締結することができる。</p>	<p>（監査役の責任免除） 第36条 (現行のとおり) ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項各号の合計額とする契約を締結することができる。</p>

第3号議案 取締役8名選任の件

本株主総会の終結時をもって取締役全員（8名）が任期満了により退任となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者 番号	氏名		
1	再任	まえたとしひろ 前多俊宏	
2	再任	いずみひろし 泉博史	
3	再任	しみずよしひろ 清水義博	
4	再任	おおさわかつのり 大沢克徳	
5	再任	まつもとひろし 松本博	
6	再任	おなぎまさや 小名木正也	社外取締役 独立役員
7	新任	しゅうぼくし 周牧之	社外取締役 独立役員
8	新任	やまもとひかる 山本晶	社外取締役 独立役員

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位および担当	所有する当社株式の数
1	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">まえたとしひろ 前多俊宏 (昭和40年1月19日生)</p>	<p>昭和62年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社 入社 昭和63年12月 株式会社光通信 入社 平成元年8月 同社 取締役 平成6年7月 同社 常務取締役 平成8年8月 当社設立 代表取締役社長(現任)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 平成8年に当社を設立以来、代表取締役社長として社業を牽引してきました。これまでに培ってきた経営全般に関する知識と経験により、当社の経営における重要事項の意思決定を担い、全役職員に対してリーダーシップを発揮できることから、適当な人物であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。</p>	11,856,400株
2	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">いずみひろし 泉博史 (昭和40年2月26日生)</p>	<p>昭和62年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社 入社 平成9年6月 マイクロソフト株式会社 入社 平成11年2月 当社 入社 平成11年11月 当社 執行役員IT事業部長 平成14年11月 当社 執行役員モバイルサービス事業本部長 平成14年12月 当社 取締役モバイルサービス事業本部長 平成16年12月 当社 取締役兼執行役員専務モバイルサービス事業本部長 平成19年1月 当社 取締役兼執行役員副社長モバイルサービス事業本部長 平成21年12月 当社 取締役副社長モバイルサービス事業本部長 平成22年2月 当社 取締役副社長 平成24年6月 当社 取締役副社長Healthcare事業本部長 平成26年2月 当社 取締役副社長モバイルサービス事業本部長兼 Healthcare事業本部長 平成26年7月 当社 取締役副社長ライフ・ヘルスケア事業本部長 平成27年4月 当社 取締役副社長デジタルコンテンツ事業本部長(現任、 ソリューション事業部担当)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 平成14年に当社取締役に就任、平成21年より取締役副社長。大手ITベンダーでの職務経験を活かし、当社ではサービス企画のみならず、IT開発の要職も務めてまいりました。企画から開発までITサービス全般に深く通じており、当社の経営における重要事項の意思決定を担える人物であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。</p>	226,000株

候補者番号	ふりがな氏名(生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位および担当	所有する当社株式の数
3	<p>再任</p> <p>しみず よしひろ 清水 義博 (昭和30年9月26日生)</p>	<p>昭和58年10月 株式会社理経 入社 平成4年12月 グノシスパシフィック株式会社 出向 平成6年10月 グノシスパシフィック株式会社 代表取締役 平成9年10月 トランスコスモス株式会社 営業本部副本部長 平成11年10月 株式会社イーツ設立 代表取締役 平成11年12月 当社 取締役 平成16年1月 株式会社ニュークリアス 技術顧問 平成17年9月 同社 取締役 平成18年12月 当社 上席執行役員CTO 平成19年12月 当社 取締役兼執行役員常務CTO ITセンター長 平成21年12月 当社 取締役CTOスマートビジネス部長 平成23年11月 当社 取締役mopita事業部長 平成25年1月 当社 専務取締役music.jp事業本部長 平成26年4月 当社 専務取締役デジタルコンテンツ事業本部長 平成27年4月 当社 専務取締役ライフ・ヘルスケア事業本部長 平成27年6月 当社 専務取締役ライフ事業本部長兼ヘルスケア事業本部長 (現任)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 平成11年に当社取締役に就任。ITサービスに関して、企画から開発、システム運用まで幅広く精通し、コンシューマビジネスとカスタマービジネスの両方の経験を有しています。ITビジネスにおける豊富な経験から、当社の経営における重要事項の意思決定を担える人物であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。</p>	39,600株
4	<p>再任</p> <p>おおさわ かつのり 大沢 克徳 (昭和36年9月7日生)</p>	<p>昭和60年4月 株式会社日本シュルンベルジュ 入社 平成元年8月 株式会社アドバンス 入社 平成4年5月 株式会社日本プランゼー 入社 平成6年1月 株式会社光通信 入社 平成10年11月 株式会社エム・アイエス 入社 平成12年7月 株式会社テレコムシステムインターナショナル (現当社) 入社 平成12年12月 当社 取締役管理本部長 平成14年11月 当社 取締役モバイルサービス事業本部管理室長 平成14年12月 当社 執行役員モバイルサービス事業本部副本部長 平成18年12月 当社 取締役兼上席執行役員モバイル・サービスセンター長 平成19年12月 当社 取締役兼執行役員常務モバイル・サービスセンター長 平成21年12月 当社 常務取締役モバイル・サービスセンター長 平成24年4月 当社 常務取締役 平成25年2月 当社 常務取締役コーポレート・サポート本部長 (現任)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 平成12年に当社取締役に就任。管理本部長やモバイル業務センター長を務め、社内インフラの整備や業務効率化に尽力してきました。ITサービス企業における経営や管理・運用業務に幅広く通じており、当社の経営における重要事項の意思決定を担える人物であると判断し、引き続き取締役候補者となりました。</p>	53,615株

候補者番号	ふりがな氏名(生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位および担当	所有する当社株式の数
5	<p>再任</p> <p>まつもと ひろし 松本 博 (昭和44年8月17日生)</p>	<p>平成4年4月 株式会社富士銀行(現株式会社みずほフィナンシャルグループ) 入行</p> <p>平成11年5月 株式会社シーエーシー 入社</p> <p>平成14年10月 株式会社ユー・エス・ジェイ 入社</p> <p>平成16年10月 当社 入社</p> <p>平成20年2月 当社 執行役員経営企画室長兼広報・IR室長</p> <p>平成21年1月 当社 執行役員経営企画本部長</p> <p>平成22年1月 当社 上席執行役員経営企画本部長</p> <p>平成22年5月 当社 上席執行役員コーポレート・サポート本部長</p> <p>平成22年12月 当社 取締役コーポレート・サポート本部長</p> <p>平成25年2月 当社 取締役(現任、ピットスルー事業部・IR室・事業アライアンス担当)</p> <p>(取締役候補者とした理由) 平成22年に当社取締役役に就任。銀行での職務経験を持ち、当社入社後は経営企画室長やコーポレートサポート本部長を歴任しました。管理系業務全般に対する経験に加え、財務およびIRにも精通しており、当社の経営における重要な意思決定を担える人物であると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。</p>	39,320株
6	<p>再任</p> <p>おなぎ まさや 小名木 正也 (昭和21年12月28日生)</p> <p>社外取締役</p> <p>独立役員</p>	<p>昭和45年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社 入社</p> <p>平成6年3月 同社 取締役金融システム事業本部第二営業統括本部長</p> <p>平成10年4月 同社 常務取締役金融システム事業部長</p> <p>平成12年4月 同社 専務取締役サービス事業担当</p> <p>平成14年4月 同社 取締役副社長営業部門担当</p> <p>平成16年10月 GMOペイメントゲートウェイ株式会社 顧問</p> <p>平成17年2月 株式会社日本総合研究所 副社長執行役員</p> <p>平成18年6月 株式会社アスキーソリューションズ 社外取締役 株式会社ジェイス(現株式会社日本総研情報サービス) 社外取締役</p> <p>平成18年7月 株式会社日本総研ソリューションズ(現株式会社JSOL) 代表取締役社長兼最高執行役員</p> <p>平成19年12月 GMOペイメントゲートウェイ株式会社 社外取締役(現任)</p> <p>平成20年12月 当社 社外取締役(現任)</p> <p>平成23年6月 株式会社JSOL 顧問 株式会社日本総合研究所 顧問</p> <p>(重要な兼職の状況) GMOペイメントゲートウェイ株式会社 社外取締役</p> <p>(取締役候補者とした理由) 経営者としての豊富な経験と実績、および当社との利害関係がないという独立性を有しており、当社の経営方針の決定や業務執行の監督などの役割を十分に果たすことが出来る人物であると判断し、引き続き取締役候補者としてしました。</p>	—

候補者番号	ふりがな氏名(生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位および担当	所有する当社株式の数
7	<p>新任</p> <p>しゅう ぼくし 周 牧 之 (昭和38年7月2日生)</p> <p>社外取締役</p> <p>独立役員</p>	<p>昭和60年7月 中華人民共和国機械工業部 平成7年6月 一般財団法人国際開発センター 主任研究員 平成14年4月 東京経済大学 経済学部 助教授 平成17年1月 財務省財務総合政策研究所 客員研究員 平成19年4月 東京経済大学 経済学部 教授(現任) 平成19年4月 マサチューセッツ工科大学 客員教授 平成20年5月 ハーバード大学 客室研究員 平成22年4月 对外経済貿易大学 客員教授(現任) 平成24年4月 中国科学院 特任教授</p> <p>(重要な兼職の状況) 東京経済大学 経済学部 教授 对外経済貿易大学 客員教授</p> <p>(取締役候補者とした理由) 大学において東アジアおよび中国経済の研究を行っており、経済に対する幅広い知識を有しています。当社の経営方針の決定に際して様々な角度から助言をすることができ、独立した立場で業務執行の監督の役割も果たせる人物であると判断し、取締役候補者となりました。</p>	—
8	<p>新任</p> <p>やまもと ひかる 山 本 晶 (昭和48年10月2日生)</p> <p>社外取締役</p> <p>独立役員</p>	<p>平成16年4月 東京大学大学院経済学研究課 助手 平成17年4月 成蹊大学経済学部 専任講師 平成20年4月 成蹊大学経済学部 准教授 平成26年4月 慶応義塾大学大学院経営管理研究科 准教授(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 慶応義塾大学大学院経営管理研究科 准教授</p> <p>(取締役候補者とした理由) 大学においてマーケティングおよび消費者行動の研究を行っており、専門分野の幅広い知識を有するとともに、様々な企業との交流を持った経験も豊富です。当社の経営方針の決定に際して様々な角度から助言をすることができ、独立した立場で業務執行の監督の役割も果たせる人物であると判断し、取締役候補者となりました。</p>	—

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 小名木正也、周牧之、山本晶(戸籍上の氏名:宇佐美晶)の各氏は、社外取締役候補者であります。なお、社外取締役候補者とする理由は、社外取締役候補者の略歴下段に記載しています。併せて、山本晶氏については、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、社外取締役候補者とする理由に記載のとおり、社外取締役としての職務を適切に遂行出来ると判断しています。
3. 候補者 小名木正也氏は、平成20年12月に当社社外取締役に就任以来、7年間在任しています。また、当社は東京証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しています。同氏が原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。また、周牧之氏および山本晶氏が原案どおり選任された場合、新たに独立役員となる予定です。
4. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項各号の合計額とする契約を小名木正也氏と締結しています。なお、同氏が原案どおり選任された場合は、当該契約を継続する予定です。また、周牧之氏および山本晶氏が原案どおり選任された場合、両氏との間で同様の契約を締結する予定です。

第4号議案 監査役1名選任の件

本株主総会の終結時をもって監査役大矢和子氏は任期満了により退任となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものです。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ています。

監査役候補者は次のとおりです。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、当社における地位	所有する当社 株式の数
<p>再任</p> <p>おおや かずこ 大矢 和子 (昭和25年9月5日生)</p> <p>社外監査役 独立役員</p>	<p>昭和48年4月 株式会社資生堂入社 平成13年6月 同社 執行役員 平成19年4月 同社 常勤顧問 平成19年6月 同社 監査役(常勤) 平成23年4月 公益財団法人資生堂社会福祉事業財団 理事長(現任) 平成23年6月 株式会社資生堂 顧問 平成23年12月 当社 社外監査役(現任) 平成25年5月 株式会社イオンファンタジー 社外取締役(現任) 平成25年7月 朝日生命保険相互会社 社外取締役(現任) 平成27年10月 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 監事(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 公益財団法人資生堂社会福祉事業財団 理事長 株式会社イオンファンタジー 社外取締役 朝日生命保険相互会社 社外取締役 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 監事</p> <p>(監査役候補者とした理由) 他社取締役および監査役等の豊富な経験、幅広い知見を有しており、独立した立場から当社取締役の職務執行を監査するなどの観点から、適切な人物であると判断しました。</p>	<p>—</p>

- (注) 1. 監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者 大矢和子氏は、社外監査役候補者であり、平成23年12月に当社社外監査役に就任以来、4年間在任しています。また、当社は株式会社東京証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しています。
3. 候補者が原案どおり選任された場合は、当社は、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項各号の合計額とする契約を、同氏との間で継続する予定です。

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は平成21年12月23日開催の第14期定時株主総会において、年額4億円以内（うち社外取締役分年額2千万円以内）とする旨をご承認いただきました。

今般、当時と比べて業績の拡大に伴い企業規模が拡大していること、業績に連動した報酬設計の柔軟性を高められること、および社外取締役が増員されること等を考慮し、取締役の報酬等の額を年額6億円以内（うち社外取締役分年額6千万円以内）と改定させていただくことのご承認をお願いするものです。

なお、取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとします。また、現在の取締役の員数は8名（うち社外取締役1名）ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと取締役は8名（うち社外取締役3名）となります。

第6号議案 取締役に対するストックオプション報酬額および内容改定の件

当社の取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプション報酬額については、平成20年12月20日開催の第13期定時株主総会および平成22年12月23日開催の第15期定時株主総会において、取締役の報酬額とは別枠で、年額4千万円以内とする旨などをご承認いただきました。

今般、当時と比べて業績の拡大に伴い企業規模が拡大していること、および株式関連報酬の比重を高めることで企業価値の向上と取締役の利益を一致させられること等を考慮し、取締役に対するストックオプション報酬額およびその内容を以下のとおり一部改定させていただくことのご承認をお願いするものです。

① スtockオプション報酬額	：	改定前 年額4千万円以内	→	改定後 年額1億円以内
② 新株予約権の目的である株式の数	：	改定前 400,000株	→	改定後 600,000株
③ 発行する新株予約権の総数	：	改定前 1,000個	→	改定後 6,000個

ストックオプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日に算定した新株予約権1個当たりの公正価値に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

また、本議案の新株予約権は、当社取締役の員数および職位を基準として割り当てられるものであり、公正価値が一般的なオプション価値算定モデルであるブラックショールズモデルを用いて算定されることから、相当なものであると存じます。

なお、第5号議案「取締役の報酬額改定の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役の報酬等の額は年額6億円以内（うち社外取締役分年額6千万円以内）となりますが、本議案はこれとは別枠でご承認をお願いするものです。また、第3号議案「取締役8名選任の件」が原案通り承認可決されますと、社外取締役を除く当社取締役は5名となります。

（注） 当社は、平成25年4月1日付で普通株式1株を100株とする株式分割、また平成26年4月1日付および平成27年4月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割を行っているため、新株予約権の目的である株式の数は調整され、上記のとおりとなっています。

新株予約権の内容は以下のとおりです。

- （1） 新株予約権の割当を受ける者
当社の取締役（社外取締役を除く）
- （2） 新株予約権の目的である株式の種類および数
普通株式600,000株を各事業年度にかかる定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、その他株式数を変更することが適切な場合は、当社が必要と認める調整を行うものとする。

- (3) 新株予約権の総数
6,000個を各事業年度にかかる定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。(新株予約権1個当たりの目的である株式の数100株)
なお、上記(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、新株予約権1個当たりの目的である株式の数について同様の調整を行う。
- (4) 新株予約権の払込金額の算出方法
新株予約権の払込金額は、割当日において算定される新株予約権の公正価額とする。ただし、新株予約権の払込みは、割当てを受ける当社取締役が、当社に対して有する報酬請求権と相殺するため、金銭による払込みを要しない。
なお、新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価および行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ式を用いて算定する。
- (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じた金額とする。
行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所市場第一部における当社株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。ただし、当該金額が割当日の前日の終値(当日に取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。
なお、割当日以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)、その他行使価額を変更することが適切な場合は、当社が必要と認める調整を行うものとする。
- (6) 新株予約権の権利行使期間
新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会決議の日の翌日から当該決議の日後6年を経過する日までの範囲内で、当該取締役会決議の定めるところによる。
- (7) 新株予約権の行使の条件
① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位に有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
② その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(9) 新株予約権の取得条項

- ① 新株予約権者が当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日にその新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。
- ② その他の新株予約権の取得条項は、取締役会決議により決定する。

(10) その他の新株予約権の募集要項

その他の新株予約権の募集事項については、別途開催の取締役会の決議において定める。

以 上

(添付書類)

事業報告

(自平成26年10月1日 至平成27年9月30日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

スマートフォン販売台数に一服感が見られますが、新機種の販売タイミングでの買い替え等の需要は底堅く、スマートフォンの普及拡大は続いている状況です。

そのような環境のもと、当社では、端末の商戦期や新機種の発売タイミングを中心に積極的なプロモーションを展開し、平成27年9月末のスマートフォン有料会員数は600万人（平成26年9月末比60万人増）まで拡大しました。

フィーチャーフォン有料会員数は純減が続き平成27年9月末で194万人（同52万人減）となりましたが、スマートフォン有料会員数の拡大に注力したことが奏功し、平成27年9月末の有料会員数合計は794万人（同8万人増）と前期末と比べて純増させることができました。

売上高は、主力サービスにおいて顧客単価（ARPU）の向上が図れていること、携帯キャリア系月額定額使い放題サービス向け売上高の拡大等により、33,461百万円（前期比8.0%増）と増収となり、売上総利益も28,022百万円（同7.8%増）と増益となりました。

営業利益および経常利益は、売上総利益の増益に加え、販売費及び一般管理費についてメリハリを効かせながら適切にコントロールしたことにより、それぞれ4,245百万円（同66.0%増）、4,144百万円（同64.5%増）となりました。

当期純利益についても、のれん償却額等に伴う特別損失の計上や法人税等の増加がありましたが、経常利益の増益や投資有価証券売却益に伴う特別利益の計上により2,607百万円（同94.9%増）となりました。

(2) 対処すべき課題

① マーケティング力の強化

携帯端末の進化やモバイル・コンテンツの利用世代の拡大により、お客様のニーズも常に変化し、多様化しています。このような動きを的確に捉え、顧客満足度の高いコンテンツを提供する上で、マーケティング力を高め続ける体制の構築が重要であると認識しています。

このため、当社ではマーケティング部門の組織体制の強化を推進するとともに、専門的スキルを持った人材の強化と社内研修体制の充実による人材の教育・育成を促進することを通じて、当社の強みである「マーケティング力」のさらなる強化を図っています。

② 品質管理力の強化

お客様に継続的にモバイル・コンテンツをご利用いただくためには、マーケティングリサーチから汲み取ったお客様のニーズを実際のサイトに反映することはもちろん、ご満足いただける品質と品揃えで提供することが求められ、高い品質管理体制の構築が重要であると認識しています。

このため、当社のコンテンツ素材の制作現場では、すべての制作工程について手順と品質基準を明確にし、その管理を徹底するとともに、人材の教育・育成、PDCA活動による継続的改善を行いながら、高品質なコンテンツ素材を効率的に制作する体制の構築を迫及しています。

③ 開発力の強化

携帯端末の高機能化、通信インフラの高速化・大容量化により、モバイル・コンテンツはさらに付加価値の高いサービスの提供が可能になると考えられます。将来にわたりお客様から支持されるには、質の高い技術開発体制の構築が重要であると認識しています。

このため、技術環境の変化に迅速かつ機動的に対応できる開発手法を推進するとともに、スキルの高い人材の確保ならびに教育・育成に注力し、開発要員の技術レベルの底上げを図ります。また、オフショア開発の促進を図り、品質が高く効率的な開発体制の構築を推進しています。

④ デザイン力の強化

スマートフォン向けサービスでは、コンテンツの操作性の充実やより高度な表現がさらに可能になると考えられます。お客様が利用されるサービスを選択する際に非常に重要なポイントとなり、質の高いデザインを提供する体制の構築が重要であると認識しています。

このため、ユーザーインターフェースの研究およびお客様に好まれるデザインの研究を推進するとともに、スキルの高い人材の確保ならびに教育・育成に注力し、より高品質なデザインを提供できる体制の構築を推進しています。

⑤ 営業力の強化

月額課金のスマートフォン有料会員の獲得を行う上で、携帯端末の主要販売チャネルである全国の携帯ショップ経由での獲得方法が最も効果的な方法であるため、当社および当社が取り扱う他社のコンテンツを販売促進する携帯ショップの開拓が重要であると認識しています。

このため、首都圏以外の携帯ショップ数の多い大都市に営業拠点を設置するとともに、営業スキルの高い人材の確保ならびに教育・育成に注力し、全国の携帯ショップをよりきめ細かくサポートできる体制の構築を推進しています。

株主の皆様におかれましては、一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 資金調達の状況

当社は、平成27年3月24日をもって、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）より東京証券取引所市場第一部に市場変更しました。

これに伴い、平成27年3月23日を払込期日とする公募増資および平成27年3月27日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資を実施し、総額4,332百万円の資金調達を行いました。

(4) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

- ① 平成26年12月26日に、クライム・ファクトリー株式会社の株式を取得して関連会社としました。平成27年4月23日に同社の株式を追加取得して子会社化しました。
- ② 平成27年4月23日に、株式会社ファルモの株式を取得して子会社化しました。
- ③ 平成27年9月30日に、株式会社hotarubiの全株式を譲渡し、当社の子会社ではなくなりました。

(5) 設備投資の状況

当期の設備投資の総額は1,428百万円であり、主な内容はソフトウェアで1,394百万円となっています。

(6) 財産および損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 17 期	第 18 期	第 19 期	第 20 期
売 上 高	29,382,297	30,160,974	30,985,078	33,461,440
経 常 利 益	1,697,692	1,119,801	2,519,431	4,144,266
当 期 純 利 益	109,441	516,617	1,337,838	2,607,431
1 株当たり当期純利益(円)	842.99	40.99	53.26	48.52
総 資 産	13,971,689	15,646,685	16,768,363	24,738,244
純 資 産	8,922,062	8,869,010	9,722,770	16,591,180
1 株当たり純資産額(円)	66,868.98	669.30	368.99	281.48

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数（自己株式数を控除した株式数）により算出しています。1株当たり純資産額は、期末発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）により算出しています。
2. 当社は、平成25年4月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っています。第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しています。
3. 当社は、平成26年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っています。第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しています。
4. 当社は、平成27年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っています。第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しています。

(7) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容

当社は、コンテンツ配信事業を事業内容としています。

(9) 主要な事業所

本 社 : 東京都新宿区

(10) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
男 性	525名	13名減
女 性	270名	25名増
合 計	795名	12名増

(注) 1. 従業員数には臨時従業員は含まれていません。
2. 当期中における臨時従業員の平均雇用人数は70名です。

(11) 主要な借入先

借入先	借入残高 (千円)
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	340,901
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	250,000

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項

- ① 発行済株式総数 60,226,800株（自己株式3,260,928株を含む）
 ② 株 主 数 5,800名（前期末比1,163名増加）
 ③ 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
前 多 俊 宏	11,856,400株	20.81%
株 式 会 社 ケ イ ・ エ ム ・ シ ー	10,096,000株	17.72%
株 式 会 社 光 通 信	4,649,000株	8.16%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,178,100株	5.58%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,338,900株	2.35%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	1,015,700株	1.78%
株 式 会 社 昭 文 社	672,000株	1.18%
CMBL S.A. RE MUTUAL FUNDS	662,400株	1.16%
三 菱 UFJ モ ル ガ ン ・ ス タ ン レ ー 証 券 株 式 会 社	622,400株	1.09%
資 産 管 理 サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社	537,700株	0.94%

- (注) 1. 持株比率は、自己株式3,260,928株を控除して計算しています。
 2. 信託銀行等の信託業務に係る株式数については、当社として網羅的に把握することができないため、株主名簿上の名義での所有株式数を記載しています。
 3. 上記の株式会社光通信から平成27年11月18日付で提出された大量保有報告書の変更報告書により、同年11月11日現在同社が5,589,200株（保有割合9.28%）を保有している旨の報告を受けています。

④ その他株式に関する重要な事項

- 平成27年3月23日を払込期日とする公募による新株式の発行により、発行済株式の総数2,500,000株、資本金および資本準備金がそれぞれ1,875,000,000円増加しています。
- 平成27年3月27日を払込期日とするオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関する第三者割当による新株式の発行により、発行済株式の総数が388,600株、資本金および資本準備金がそれぞれ291,450,000円増加しています。
- 平成27年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことにより、発行済株式の総数が29,888,800株増加しています。
- 当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が638,800株、資本金および資本準備金が185,191,340円増加しています。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

① 当期末日に当社役員が有する新株予約権等の状況

第14回新株予約権		
新株予約権を有する者の人数	当社取締役	3名
新株予約権の数	89個	
目的となる株式の種類および数	普通株式	35,600株
新株予約権の発行価額	無償	
新株予約権の行使価額	463円	
新株予約権の行使期間	平成24年4月1日から	
	平成27年9月30日まで	

第15回新株予約権		
新株予約権を有する者の人数	当社取締役	4名
新株予約権の数	254個	
目的となる株式の種類および数	普通株式	101,600株
新株予約権の発行価額	無償	
新株予約権の行使価額	462円	
新株予約権の行使期間	平成25年3月1日から	
	平成28年9月30日まで	

第16回新株予約権		
新株予約権を有する者の人数	当社取締役	4名
新株予約権の数	311個	
目的となる株式の種類および数	普通株式	124,400株
新株予約権の発行価額	無償	
新株予約権の行使価額	267円	
新株予約権の行使期間	平成26年3月1日から	
	平成29年9月30日まで	

第17回新株予約権		
新株予約権を有する者の人数	当社取締役	7名
新株予約権の数	864個	
目的となる株式の種類および数	普通株式	345,600株
新株予約権の発行価額	無償	
新株予約権の行使価額	253円	
新株予約権の行使期間	平成27年3月1日から	
	平成30年9月30日まで	

第18回新株予約権		
新株予約権を有する者の人数	当社取締役	7名
新株予約権の数	503個	
目的となる株式の種類および数	普通株式	201,200株
新株予約権の発行価額	無償	
新株予約権の行使価額	455円	
新株予約権の行使期間	平成28年3月1日から	
	平成31年9月30日まで	

第19回新株予約権		
新株予約権を有する者の人数	当社取締役	7名
新株予約権の数	817個	
目的となる株式の種類および数	普通株式	81,700株
新株予約権の発行価額	無償	
新株予約権の行使価額	859円	
新株予約権の行使期間	平成29年6月1日から	
	平成32年9月30日まで	

(注) 当社は、平成25年4月1日付で普通株式1株を100株とする株式分割、また平成26年4月1日付および平成27年4月1日付で普通株式1株を2株とする株式分割を行っているため、各回の目的となる株式の数および行使価額は調整され、上記のとおりとなっています。

② 当期中に当社使用人等に対して交付した新株予約権の状況

第19回新株予約権

- ・新株予約権の発行価額 無償
- ・新株予約権の行使価額 859円
- ・新株予約権の行使期間 平成29年6月1日から
平成32年9月30日まで
- ・新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任または退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- (3) 新株予約権者は、その割当数の一部または全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- (4) 新株予約権者が当社、当社の子会社または当社の関連会社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会で当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

・当社使用人等への交付状況

付与対象者	新株予約権の数	目的となる株式の種類および数	交付者数
当社の使用人	754個	普通株式 75,400株	107名

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役に関する事項

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	前 多 俊 宏	
取締役副社長	泉 博 史	デジタルコンテンツ事業本部長 ソリューション事業部担当
取締役副社長	種 野 晴 夫	アミューズメント事業部担当
専務取締役	高 橋 次 男	音楽ビジネス担当
専務取締役	清 水 義 博	ライブ事業部本部長 ヘルスケア事業本部長
常務取締役	大 沢 克 徳	コーポレート・サポート本部長
取 締 役	松 本 博	ピットスルー事業部・IR室・事業アライアンス担当
社 外 取 締 役	小名木 正 也	GMOペイメントゲートウェイ株式会社 社外取締役
常 勤 監 査 役 (社 外 監 査 役)	箕 浦 勤	公認会計士箕浦勤事務所 所長
社 外 監 査 役	中 村 好 伸	中村好伸法律事務所 所長
社 外 監 査 役	崎 島 一 彦	
社 外 監 査 役	大 矢 和 子	公益財団法人資生堂社会福祉事業財団 理事長 株式会社イオンファンタジー 社外取締役 朝日生命保険相互会社 社外取締役

- (注) 1. 小名木正也氏は、社外取締役であり、当社は東京証券取引所に対して、同氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しています。
2. 箕浦勤氏、中村好伸氏、崎島一彦氏および大矢和子氏は、社外監査役であり、当社は東京証券取引所に対して、各氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しています。
3. 平成26年12月20日開催の第19期定時株主総会終結時をもって任期満了により取締役佐々木隆一氏が退任しました。
4. 常勤監査役（社外監査役）箕浦勤氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。

② 取締役および監査役の報酬等の額

(単位：千円)

区 分	支 払 人 員	支 払 額
取 締 役 の 報 酬 等 (うち 社 外 取 締 役)	9名 (1名)	216,834 (4,200)
監 査 役 の 報 酬 等 (うち 社 外 監 査 役)	4名 (4名)	36,180 (36,180)

- (注) 1. 取締役に対する報酬限度額は、平成21年12月23日開催の定時株主総会における決議により年額400,000千円、監査役に対する報酬限度額は、平成10年12月28日開催の定時株主総会における決議により年額50,000千円と定められています。なお、当期における各取締役に対する報酬額は、年額1,800千円から39,753千円、各監査役に対する報酬額は、年額4,650千円から19,050千円となっています。
2. 平成20年12月20日開催および平成22年12月23日開催の定時株主総会において、当該取締役の報酬額とは別枠で、社外取締役を除く取締役に対する報酬として年額40,000千円以内の範囲でストックオプションとして新株予約権を発行することを決議しています。なお、上記支払額には、平成25年2月6日開催の取締役会決議により取締役7名に付与した新株予約権、平成26年2月5日開催の取締役会決議により取締役7名に付与した新株予約権および平成27年5月1日開催の取締役会決議により取締役7名に付与した新株予約権の当期費用計上額(20,966千円)が含まれています。
3. 上記支払額には、当事業年度にかかる役員賞与の支払いに対する引当金繰入額(社外取締役を除く取締役28,443千円)が含まれています。

③ 報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、以下のとおり取締役および監査役の報酬等の内容の決定に関する方針を定めています。

イ. 取締役の報酬に関する方針

取締役の報酬は、各事業年度における業績の向上および中長期的な企業価値の増大に向けて職責を負うことを考慮し、基本報酬、基本外報酬、ストックオプションで構成しています。基本報酬およびストックオプションは、各取締役の職位・役割に応じて決定し、基本報酬の一定割合は、担当部門の業績および個人の業績評価等に基づいて変動します。基本外報酬は、経営環境・当事業年度の当社業績に基づいて決定しています。

なお、社外取締役については、当社業績により変動することのない定額報酬のみを支給することとしています。

ロ. 監査役の報酬に関する方針

監査役の報酬は、監査役の協議にて決定しており、当社業績により変動することのない定額報酬のみを支給することとしています。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
小名木 正也	GMOペイメントゲートウェイ株式会社 社外取締役	特別の関係はありません。
箕浦 勤	公認会計士箕浦勤事務所 所長	特別の関係はありません。
中村 好伸	中村好伸法律事務所 所長	特別の関係はありません。
大矢 和子	公益財団法人資生堂社会福祉事業財団 理事長 株式会社イオンファンタジー 社外取締役 朝日生命保険相互会社 社外取締役	特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

氏名	取締役会（18回開催）		監査役会（15回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
小名木 正也	18回	100.0%	—	—
箕浦 勤	18回	100.0%	15回	100.0%
中村 好伸	17回	94.5%	15回	100.0%
崎島 一彦	18回	100.0%	15回	100.0%
大矢 和子	16回	88.9%	15回	100.0%

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いています。

氏名	発言状況
小名木 正也	当事業年度開催の取締役会において、経営に関する高い見識に基づく適切な助言、提言等の意見表明を行っています。
箕浦 勤	当事業年度開催の取締役会および監査役会において、財務および会計に関する専門的知見から発言を行っています。
中村 好伸	当事業年度開催の取締役会および監査役会において、法務に関する専門的知見から発言を行っています。
崎島 一彦	当事業年度開催の取締役会および監査役会において、経営全般および人材育成に関する専門的知見から発言を行っています。
大矢 和子	当事業年度開催の取締役会および監査役会において、経営全般および人材育成に関する専門的知見から発言を行っています。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項各号の合計額とする契約を、社外取締役および社外監査役と締結しています。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

② 会計監査人に支払うべき報酬等の額は次のとおりです。

(単位：千円)

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	40,500
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	43,500

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分していませんので、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しています。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしました。

③ 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、「監査人から引受事務幹事会社への書簡」および「財務諸表等以外の財務情報に関する調査の報告」作成業務です。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

3. 業務の適正を確保するための体制および運用状況

当社は、平成27年5月1日に施行された改正会社法および改正会社法施行規則に対応するため、同年5月21日開催の取締役会において「業務の適正を確保するための体制」に関する基本方針の改正を決議しました。その内容は以下のとおりです。

(1) 職務執行の基本方針

当社および当社の子会社（以下、「当社グループ」という。）は、「法令・社会倫理規範の遵守（以下、「法令等の遵守」という。）」、「各ステークホルダーへの誠実な対応および適切な情報開示」、「透明性が高く、健全な経営」、「事業活動における企業価値創造を通じた社会への貢献」を職務執行の基本方針とし、コーポレート・ガバナンスを推進します。

この基本方針のもと、会社法および会社法施行規則に定める当社グループの業務の適正を確保するための体制を整備していきます。

(2) 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令等の遵守を基本方針とし、コンプライアンスに関する規程を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、当社グループのコンプライアンスに関する取り組みを推進しています。

また、代表取締役社長所管の内部監査室では、業務の有効性・効率性の評価を中心とした業務監査活動ならびに財務報告の信頼性確保に係る内部統制の有効性評価を実施しています。内部監査室は、当該活動状況を代表取締役社長に報告するとともに、取締役会および監査役会ならびに被監査部門へ報告する体制になっています。

なお、コンプライアンスに関する取り組みは、コンプライアンス委員会が中心となり、当社グループの各部門との連携により推進しています。

法令上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供をおこなうためのコンプライアンス・ヘルプライン窓口を設置しています。当社グループの役職員が法令違反の疑義がある行為等を発見した場合は、レポーティングラインまたはコンプライアンス・ヘルプライン窓口経由でコンプライアンス委員会および監査役会に報告する体制を採用しています。そして、報告された内容の重大性に応じて、コンプライアンス委員会または取締役会が当社グループの各部門と連携し再発防止策を策定し、全社的にその内容を周知徹底する仕組みとなっています。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）にて記録・保存し、取締役および監査役は、常時これらの文書等を閲覧できる体制になっています。

文書等の管理については、文書管理および情報セキュリティに関する規程ならびに関連する諸規則等に基づき、実施される体制となっています。

(4) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

職務執行に係るリスクは、当社の各部門および当社の子会社の権限の範囲内にてリスク分析・対応策の検討を行っています。特に重要な案件や各部門および子会社の権限を超えるものについては、当社の経営会議または取締役会で審議し、意思決定を行うとともに、その後も継続的にモニタリングを実施しています。

さらに、職務執行ならびに財務報告の信頼性に係るリスク管理およびその対応については内部監査室が監査し、内部監査室は当該結果を代表取締役社長に報告するとともに、取締役会および監査役会に報告する体制となっています。その他の全社的なリスク管理およびその対応についてはコンプライアンス委員会が取組事項を検討および推進し、当該活動状況を取締役に報告する体制となっています。

また、個別の案件それぞれの評価を行い、これに対応した当社グループ全体の管理を実行していくため、リスク管理体制に関連する規程を制定し、当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する体制の整備・強化を行っています。

なお、情報セキュリティの確保・維持のために、情報資産の利用と保護に関する規程を制定するとともに、情報セキュリティ委員会を設置し、当社グループの経営活動に寄与すべく情報資産の利用・保護体制の整備・強化をおこなっています。

(5) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループでは、全社的な目標として中期経営計画および各年度予算を策定し、当社の各部門および当社の子会社は、この計画を達成するための具体的な施策を立案し、実行しています。

また、効率的な職務執行を推進するため、各取締役の担当部門および職務分担、権限を明確にした上で、各部門および子会社が実施すべき具体的な施策を検討し、実行しています。

さらに、当社は、定例の取締役会を月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の職務執行の監督を行っています。あわせて、経営効率の向上および意思決定のスピードアップを図るため、取締役および執行役員が中心となって出席する経営会議を月に2～3回開催し、職務執行に関する重要事項について協議を行い、その協議に基づいて代表取締役社長が意思決定をおこなっています。

(6) 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社の子会社の経営意思を尊重しつつ、当社が定める関係会社管理規程に基づき、一定の事項については当社に事前協議を求めるとともに、当社の子会社の経営内容を的確に把握するための関係資料等の提出を求め、必要に応じて当社が当該子会社に対し助言を行うことにより、当社の子会社の経営管理を行っています。

当社経営会議には当社の主要子会社の社長を定期的に参加させ、その経営状況のモニタリングを適宜行っています。また、当社の子会社の管理機能を当社の管理部門に集約することにより、牽制機能を強化しています。今後も引き続き、当社の子会社の経営管理に関する指針の文書化を進め、当社の子会社の管理体制の整備を行っていきます。

また、当社は業務の適正性を確保するために、内部監査室が業務監査活動を行うとともに、コンプライアンス委員会および当社グループの各部門との情報交換を定期的に実施してまいります。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助する組織として、監査補助をおこなうための監査役付の使用人を配置するとともに、監査役会事務局を設置しています。

(8) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役付の使用人の人事異動および考課については、事前に監査役会に報告し、了承を得ています。

(9) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役付の使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の取締役および使用人に周知徹底しています。

(10) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実、あるいはコンプライアンスに関する重大な事実があることを発見した場合、直ちに監査役に報告する体制とし、使用人がこれらの事実を発見した場合も同様とします。

また、監査役のうち半数以上を社外監査役とし、そのうち1名以上を常勤監査役として、取締役会のみならず重要な会議に出席するなど、経営に対する監視機能の強化を図っています。

(11) 監査役への報告者が不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社グループの取締役、監査役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役、監査役および使用人に周知しています。

(12) 監査役職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項

監査役職務の執行によって生ずる費用のため、年間の監査計画に基づく予算を確保するものとし、監査役が費用の前払または償還等の請求をしたときには、当該監査役職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、当社がこれを負担しています。

(13) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、代表取締役社長および新日本有限責任監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催しています。また、当社の各部門および当社の子会社の重要な意思決定および業務の執行状況を把握するため、監査役は当社の各部門の長および当社の子会社の取締役、監査役および使用人からの個別ヒアリングを定期的に行うとともに、稟議書等の重要文書の閲覧等を行っています。

(14) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するために、代表取締役社長の指示のもと、金融商品取引法に規定された財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制を構築し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行っています。

(15) 反社会的勢力への対応

当社グループは、社会の秩序、企業の健全な事業活動の脅威となる反社会的な団体・個人とは一切の関係を持たず、一切の利益を供与しません。

公益社団法人 警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（特防連）に加盟し、特防連会報、特防連ニュース、および特防連が主催する研修会等への参加により、最新情報の収集を行っています。

また、総務部と法務室に不当要求防止責任者をそれぞれ設置しており、不当要求等が生じた場合は、法務室を窓口として顧問弁護士、所轄警察署、特防連等と連携して適切な措置を講じていきます。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

① 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス関連規程に基づき、コンプライアンス委員会を設置し、当社グループの各部門との連携によりコンプライアンスに関する課題の把握とその対応策の策定、再発防止の周知徹底を行っています。

内部監査室では、業務監査活動および財務報告の信頼性確保に係る内部統制の有効性評価を実施し、当該活動状況を代表取締役社長、取締役会、監査役会および被監査部門へ報告しています。

また、入社時研修のほか、コンプライアンス等に関連する社内研修および外部講師を招いたセミナーの開催など、継続的な教育を実施しています。

② 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループは、リスク管理に関連する規程に基づき、コンプライアンス委員会が各部門および子会社と連携し、リスク管理体制の整備・強化を行っています。重要案件は、経営会議または取締役会で審議・意思決定を行うとともに、継続的なモニタリングを実施しています。

リスク管理状況については内部監査室が監査し、当該結果を代表取締役社長、取締役会および監査役会に報告しています。

また、情報資産の利用と保護に関する規程に基づき、情報セキュリティ委員会が情報資産の利用・保護体制の整備・強化を行っています。

③ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、中期経営計画および各年度予算を策定し、業務分掌・職務権限に関する規程において各取締役の担当部門および職務分担、権限を明確にし、各部門および子会社が実施すべき具体的な施策を検討・実行しています。

また、取締役会規程に基づき、定例の取締役会を月1回開催し、重要事項の決定および取締役の職務執行の監督を行うとともに、効率的な職務執行が行われるよう、経営会議を月に2~3回開催し、年度予算に対する業務執行状況、事業環境の分析・将来予測、投資判断等に関わる十分な協議を行っています。

④ 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社の経営管理を行っています。各子会社における職務権限に関する規程に定める事項については、当社に事前協議を求めるとともに、当社経営会議に主要子会社の社長を定期的に参加させるなど、経営状況のモニタリングを行っています。

また、子会社の管理機能を当社の管理部門に集約するとともに、当社の内部監査室による業務監査により、牽制機能の強化を図っています。

⑤ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会および経営会議その他の重要会議への出席を通じて、必要に応じ意見を述べ、報告を受けるとともに、職務執行に関する稟議書等の重要文書を閲覧し、取締役および各部門長に説明を求めるなど、より健全な経営体制と効率的な運用を図るための助言を行っています。

また、代表取締役社長、新日本有限責任監査法人、内部監査室、各部門長、子会社の取締役および監査役等との情報交換に努め、連携を保ちながら監査の実効性を確保しています。

⑥ 反社会的勢力への対応

当社グループは、公益社団法人 警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（特防連）に加盟し、最新情報の収集を行うとともに、不当要求防止責任者を設置し、不当要求等が生じた場合は、法務室を窓口として顧問弁護士、所轄警察署、特防連等と連携して適切な措置を講じる体制を整えています。

連結貸借対照表

(平成27年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	前年度 (ご参考) (平成26年9月30日現在)	当年度 (平成27年9月30日現在)	増 減 (ご参考)
(資産の部)			
流 動 資 産	12,183,163	20,211,420	8,028,257
現金及び預金	4,782,677	11,608,562	6,825,885
受取手形及び売掛金	6,294,778	6,885,765	590,987
前渡金	139,778	101,422	△38,356
前払費用	470,832	349,083	△121,749
未収入金	65,902	841,190	775,288
未収還付法人税等	38,554	-	△38,554
繰延税金資産	378,136	358,149	△19,986
その他の	121,194	138,341	17,147
貸倒引当金	△108,691	△71,095	37,596
固 定 資 産	4,585,200	4,526,824	△58,376
有形固定資産	143,032	146,488	3,455
建物附属設備	321,505	331,197	9,691
減価償却累計額	△221,131	△239,325	△18,194
工具、器具及び備品	267,290	303,237	35,947
減価償却累計額	△224,631	△248,620	△23,989
無形固定資産	2,177,690	2,277,251	99,561
ソフトウェア	2,150,300	2,254,746	104,446
のれん	2,355	336	△2,018
その他	25,034	22,168	△2,866
投資その他の資産	2,264,478	2,103,083	△161,394
投資有価証券	813,082	796,241	△16,840
敷金及び保証金	489,586	501,636	12,050
繰延税金資産	883,432	792,649	△90,782
その他	99,694	30,145	△69,549
貸倒引当金	△21,317	△17,589	3,727
資 産 合 計	16,768,363	24,738,244	7,969,880

(単位：千円)

科 目	前年度 (ご参考) (平成26年9月30日現在)	当年度 (平成27年9月30日現在)	増 減 (ご参考)
(負債の部)			
流 動 負 債	5,727,424	7,193,715	1,466,290
買 掛 金	976,524	1,179,484	202,960
1年内返済予定の長期借入金	—	518,679	518,679
未 払 金	2,317,692	2,571,997	254,304
未 払 費 用	442,983	448,157	5,173
未 払 法 人 税 等	674,912	1,354,619	679,707
未 払 消 費 税 等	321,253	368,952	47,698
繰 延 税 金 負 債	2,391	—	△2,391
コ イ ン 等 引 当 金	277,447	234,836	△42,611
役 員 賞 与 引 当 金	29,894	29,673	△221
そ の 他	684,324	487,313	△197,010
固 定 負 債	1,318,168	953,349	△364,819
長 期 借 入 金	500,000	79,925	△420,074
退 職 給 付 に 係 る 負 債	768,368	832,740	64,372
負 の の れ ん	49,659	40,541	△9,117
そ の 他	141	141	—
負 債 合 計	7,045,593	8,147,064	1,101,470
(純資産の部)			
株 主 資 本	9,318,712	16,022,029	6,703,316
資 本 金	2,596,342	4,947,984	2,351,641
資 本 剰 余 金	3,111,863	5,469,051	2,357,188
利 益 剰 余 金	4,305,998	6,300,484	1,994,486
自 己 株 式	△695,491	△695,491	—
そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△27,516	12,884	40,400
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	74,198	83,691	9,492
為 替 換 算 調 整 勘 定	△31,735	△7,837	23,897
退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△69,979	△62,969	7,010
新 株 予 約 権	206,905	127,100	△79,805
少 数 株 主 持 分	224,667	429,165	204,497
純 資 産 合 計	9,722,770	16,591,180	6,868,409
負 債 純 資 産 合 計	16,768,363	24,738,244	7,969,880

(注) 記載の金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(単位：千円)

	前年度 (ご参考) 平成25年10月1日から平成26年9月30日まで	当年度 平成26年10月1日から平成27年9月30日まで	増減 (ご参考)
売上高	30,985,078	33,461,440	2,476,362
売上原価	4,988,462	5,439,149	450,686
売上総利益	25,996,616	28,022,291	2,025,675
販売費及び一般管理費	23,439,513	23,776,605	337,091
営業利益	2,557,102	4,245,685	1,688,583
営業外収益			
受取利息	261	257	△3
受取配当金	4,559	6,060	1,500
負ののれん償却額	10,533	9,117	△1,415
受取補償金	7,416	12,118	4,701
補助金収入	378	8,983	8,605
その他	8,868	19,718	10,849
営業外収益合計	32,017	56,255	24,237
営業外費用			
支払利息	8,784	4,689	△4,095
持分法による投資損失	53,104	95,780	42,675
株式交付費	—	24,815	24,815
為替差損	2,783	8,477	5,694
その他	5,016	23,912	18,895
営業外費用合計	69,688	157,674	87,986
経常利益	2,519,431	4,144,266	1,624,835

(注) 記載の金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

(単位：千円)

	前年度 (ご参考)	当年度	増減
	平成25年10月1日から平成26年9月30日まで	平成26年10月1日から平成27年9月30日まで	(ご参考)
特別利益			
段階取得に係る差益	－	33,509	33,509
固定資産売却益	－	15,011	15,011
投資有価証券売却益	－	734,287	734,287
関係会社株式売却益	38,550	7,106	△31,444
新株予約権戻入益	48,047	17,705	△30,341
特別利益合計	86,598	807,621	721,022
特別損失			
固定資産売却損	－	5,183	5,183
減損損失	73,784	142,579	68,795
固定資産除却損	109,558	74,287	△35,270
投資有価証券売却損	1,087	－	△1,087
投資有価証券評価損	137,756	39,999	△97,756
のれん償却額	52,391	227,551	175,160
和解金	－	15,147	15,147
その他	1,566	－	△1,566
特別損失合計	376,144	504,750	128,606
税金等調整前当期純利益	2,229,885	4,447,136	2,217,251
法人税、住民税及び事業税	878,625	1,673,359	794,734
法人税等調整額	29,505	78,974	49,469
法人税等合計	908,131	1,752,334	844,203
少数株主損益調整前当期純利益	1,321,753	2,694,801	1,373,048
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△16,085	87,370	103,455
当期純利益	1,337,838	2,607,431	1,269,592

(注) 記載の金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表

(平成27年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	前年度 (ご参考) (平成26年9月30日現在)	当年度 (平成27年9月30日現在)	増 減 (ご参考)
(資産の部)			
流 動 資 産	10,648,787	18,305,423	7,656,636
現金及び預金	3,643,825	10,160,400	6,516,575
受取手形	122	-	△122
掛金	6,148,960	6,615,782	466,822
商品	-	22,353	22,353
貯蔵品	17,770	12,272	△5,498
前払費用	36,619	28,950	△7,668
前払入金	404,436	307,052	△97,384
未収金	65,497	827,652	762,154
繰延税金資産	368,091	345,932	△22,159
その他当金	66,879	49,968	△16,910
貸倒引当金	△103,416	△64,942	38,474
固 定 資 産	5,121,095	4,950,752	△170,343
有 形 固 定 資 産	122,617	107,683	△14,933
建物附属設備	310,666	310,666	-
減価償却累計額	△214,239	△229,941	△15,702
工具、器具及び備品	176,538	179,488	2,949
減価償却累計額	△150,348	△152,530	△2,181
無 形 固 定 資 産	2,197,669	2,083,865	△113,803
特許権	508	611	103
商標権	19,381	17,305	△2,075
ソフトウェア	2,175,930	2,064,099	△111,830
その他	1,849	1,849	-
投 資 そ の 他 の 資 産	2,800,808	2,759,202	△41,605
投資有価証券	473,506	472,908	△597
関係会社株式	816,871	957,344	140,473
従業員に対する長期貸付金	233	351	117
長期前払費用	67,825	9,660	△58,165
敷金及び保証金	486,440	477,648	△8,791
繰延税金資産	843,036	760,619	△82,417
その他	134,129	98,177	△35,952
貸倒引当金	△121,234	△17,507	3,727
資 産 合 計	15,769,882	23,256,175	7,486,292

(単位：千円)

科 目		前年度 (ご参考) (平成26年9月30日現在)	当年度 (平成27年9月30日現在)	増 減 (ご参考)
(負債の部)				
流 動 負 債		5,375,614	6,750,888	1,375,274
買掛金		808,071	938,172	130,100
1年内返済予定の長期借入金		—	500,000	500,000
未払金		2,273,494	2,548,848	275,354
未払費用		427,474	416,332	△11,141
未払法人税等		657,696	1,311,022	653,325
未払消費税		303,200	337,159	33,959
前受金		474,235	347,685	△126,549
預り金		121,193	79,472	△41,720
引当金		277,447	234,836	△42,611
役員賞与引当金		28,662	28,443	△219
その他引当金		4,138	8,914	4,775
固 定 負 債		1,159,778	739,737	△420,041
長期借入金		500,000	—	△500,000
退職給付引当金		659,637	739,595	79,958
その他		141	141	—
負 債 合 計		6,535,392	7,490,626	955,233
(純資産の部)				
株 主 資 本		8,953,385	15,554,686	6,601,300
資本金		2,596,342	4,947,984	2,351,641
資本剰余金		2,406,654	4,758,295	2,351,641
資本準備金		2,401,412	4,753,053	2,351,641
その他資本剰余金		5,242	5,242	—
利益剰余金		4,645,879	6,543,897	1,898,018
利益準備金		7,462	7,462	—
その他利益剰余金		4,638,416	6,536,434	1,898,018
繰越利益剰余金		4,638,416	6,536,434	1,898,018
自己株式		△695,491	△695,491	—
評価・換算差額等		74,198	83,762	9,563
その他有価証券評価差額金		74,198	83,762	9,563
新株予約権		206,905	127,100	△79,805
純 資 産 合 計		9,234,490	15,765,549	6,531,059
負 債 純 資 産 合 計		15,769,882	23,256,175	7,486,292

(注) 記載の金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書

(単位：千円)

	前年度 (ご参考)	当年度	増減 (ご参考)
	平成25年10月1日から平成26年9月30日まで	平成26年10月1日から平成27年9月30日まで	
売上高	29,149,330	31,297,953	2,148,623
売上原価	3,966,219	4,243,618	277,398
売上総利益	25,183,110	27,054,334	1,871,224
販売費及び一般管理費	22,593,697	22,928,352	334,655
営業利益	2,589,413	4,125,982	1,536,568
営業外収益			
受取利息及び配当金	4,632	6,657	2,025
その他	8,041	24,951	16,909
営業外収益合計	12,674	31,609	18,934
営業外費用			
支払利息	5,401	3,889	△1,512
その他	4,956	42,033	37,077
営業外費用合計	10,357	45,922	35,564
経常利益	2,591,730	4,111,669	1,519,938

(注) 記載の金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

(単位：千円)

	前年度 (ご参考) 平成25年10月1日から平成26年9月30日まで	当年度 平成26年10月1日から平成27年9月30日まで	増減 (ご参考)
特別利益			
抱合せ株式消滅差益	—	3,130	3,130
投資有価証券売却益	—	734,287	734,287
子会社精算益	—	3,166	3,166
新株予約権戻入益	40,633	17,705	△22,928
特別利益合計	40,633	758,290	717,656
特別損失			
固定資産売却損	—	5,183	5,183
減損損失	69,172	120,377	51,205
固定資産除却損	107,024	58,025	△48,998
投資有価証券売却損	1,087	—	△1,087
投資有価証券評価損	137,756	39,999	△97,756
関係会社株式評価損	391,142	441,526	50,383
子会社清算損	8,767	—	△8,767
特別損失合計	714,950	665,113	△49,837
税引前当期純利益	1,917,413	4,204,846	2,287,432
法人税、住民税及び事業税	861,567	1,621,593	760,026
法人税等調整額	30,712	83,695	52,983
当期純利益	1,025,134	2,499,556	1,474,422

(注) 記載の金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年11月12日

株式会社エムティーアイ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田代 清和 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大屋 浩孝 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エムティーアイの平成26年10月1日から平成27年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エムティーアイ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成27年11月12日

株式会社エムティーアイ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 田代清和 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 大屋浩孝 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エムティーアイの平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

平成27年11月13日

株式会社エムティーアイ
代表取締役社長 前 多 俊 宏 殿

株式会社エムティーアイ 監査役会
監査役(常勤) 箕 浦 勤 ㊟
監 査 役 中 村 好 伸 ㊟
監 査 役 崎 島 一 彦 ㊟
監 査 役 大 矢 和 子 ㊟

当監査役会は、平成26年10月1日から平成27年9月30日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (3) 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役等及び会計監査人からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
- (4) 子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (5) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の遂行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

(注) 当社監査役箕浦勤、中村好伸、崎島一彦及び大矢和子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役です。

以上

〈メモ欄〉

定時株主総会会場ご案内図

ベルサール西新宿 ホール

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 4-15-3 住友不動産西新宿ビル 3号館 1階

TEL (03)3320-2611



< 交通のご案内 >

- 「都庁前」駅「A5出口」徒歩7分（大江戸線）
- 「西新宿五丁目」駅「A2出口」徒歩6分（大江戸線）
- 「新宿」駅「西口」徒歩15分（JR線他）
- 「新宿」駅「7番出口」徒歩12分（新宿線、京王新線）
- 新宿駅西口より京王バス「十二社池の下」バス停 徒歩3分

◎お願い 駐車場、駐輪場の準備はいたしておりませんので、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

見やすく読みまちがえ
にくいユニバーサルデ
ザインフォントを採用
しています。

UD
FONT